



“もしも”に備えよう！
救命講習会受講者募集します



障がい福祉課からのお知らせ

下記日程で定例救命講習会を開催します。

7月の開催予定日
14日(日)・28日(日)
(日程は変更する可能性があります)

■講習時間・内容

14日：普通救命講習Ⅰ 9：00～12:00
(主に成人を対象とした心肺蘇生法、
AED 使用法、異物除去法、大出血時の止血法)

28日：上級救命講習 9：00～17:00
(主に乳児～成人を対象とした心肺蘇生法、
AED 使用法、搬送法、その他の応急手当等)

■場 所：消防本部2階ホール

■受講料：無料※講習会3日前までに要予約

問 宮古島市消防本部 応急手当指導員 ☎72-0943

沖縄県では、障がいのある方の働きたいを支援するため、委託訓練を行っています。

9月開講の職業訓練を受講されたい方がおりましたら、浦添職業能力開発校へお問い合わせください。

■コース名：リネン類クリーニング科(定員2名)

■対応可能な障害区分：知的障害・精神障害・発達障害・その他(高次機能障害、難病等)

■訓練実施先：沖縄綿久寝具株式会社 宮古工場

■訓練場所：沖縄県宮古島市平良字荷川取259-1

■訓練期間：令和6年9月2日(月)～11月29日(金)【3ヶ月】

■募集期間：令和6年7月1日(月)～7月25日(木)

■その他：受講料無料
(安全靴・保険料等は自己負担)

■申込先：ハローワーク宮古

問 浦添職業能力開発校 ☎098-879-2560



令和6年度 園芸施設共済



令和6年度 農薬危害防止運動

令和6年度から
園芸施設共済加入補助率**30%へUP!**
例えば、パイプハウス(6m×45m)の被害額50万円を補償する場合だと、農家負担掛金は年間掛金2,179円、月々181円で加入OK！

「園芸施設共済」は、自然災害等で被害を受けた時、補償する国の制度です。万が一の被害に備え、園芸施設共済に加入しましょう。

■対象施設：パイプハウス、鉄骨ハウス等の園芸施設

■対象となる災害：風水害、地震、火災等

■責任期間：毎月5日、15日、25日から1年間

■掛金助成：宮古島市が掛金の30%補助

起こってからでは遅い！
災害に備えるため早めの加入を！

問 NOSAI 沖縄 宮古支所 ☎72-4724

「守ろう農薬ラベル」、
「確かめよう周囲の状況」

令和6年**6月1日～8月31日**の3ヶ月間、農薬危害防止運動を実施します。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、ご協力を宜しくお願いします。

「守ろう農薬ラベル」

- ・農薬の使用前にラベルを確認
- ・農薬の使用後は帳簿に記録

「確かめよう周囲の状況」

- ・適切な防護装備の着用の徹底
- ・誤飲を防ぐため、施錠による保管の徹底
- ・クロルピクリン剤を使用した後の被覆の徹底
- ・住宅地周辺で使用する際の周辺への配慮
- ・飛散防止の徹底

問 宮古島市農政課 ☎79-7813

夏休み裁判所体験！こども見学会

時間：13：10～16：00
場所：那覇地方裁判所平良支部
対象：小学5年生～中学3年生
定員：30名(申込先着順・保護者引率者含む)
内容：DVD視聴、法廷等見学＆裁判所のお仕事説明
模擬裁判、裁判官等への質疑応答

8月13日開催！

申込期間：7月1日(月)～7月31日(水)
※定員に達し次第終了
申込受付時間：平日8：30～17：00
申込方法：那覇地方裁判所平良支部庶務係へ電話申込み
☎(0980-72-2025)



環境保全課よりお知らせ

令和6年度 狂犬病予防接種について

かかりつけの動物病院にて、通知ハガキまたは犬鑑札を持参の上、予防接種を受けて下さい。

なお、宮古島市にお住まいで犬の登録がまだの方は、動物病院にて登録できますので、予防接種と一緒に登録をお願いします。

※犬の所有者は、飼い犬へ狂犬病予防注射を毎年1回(4月～6月の期間)受けさせる義務があります。(狂犬病予防法第5条)

■動物病院

右に記載の犬・猫の去勢・避妊手術支援事業と同じです。

令和6年度犬・猫の去勢・避妊手術支援事業

■助成金額

(1頭)	去勢手術	避妊手術
犬	5,000円	10,000円
猫	2,500円	5,000円

犬の手術：犬の登録、令和6年度狂犬病予防注射の接種済み

猫の手術：マイナンバーカード及び
離島住民割引カードのコピーまたは
住民票(3ヶ月以内に発行されたもの・コピー可)
運転免許証は不可
(市民であることの証明にならないため)

■動物病院

赤嶺獣医科医院(宮古島警察署隣り) ☎72-7976
麻布十番犬猫クリニック(県道城辺線) ☎79-8612
ちばな動物病院(バイパス通り) ☎73-8853
宮里動物病院(バイパス通り) ☎73-6130



クリーンセンタープラザ棟からのお知らせ

「ごみとして捨てる前に！」

クリーンセンタープラザ棟では、家庭で不要になったおもちゃ、衣類、食器、自転車など、まだそのまま使える状態の物を対象として次の方へ橋渡しを行っています。

サイズアウトした夏用の子供服など、お下がりする心当たりのない方は、プラザ棟へ持ってきてませんか？(持ち込みにあたっては、事前に埃を取ったり洗濯するなど、次の方が気持ちよく使える状態でお持ちください。)※消耗が激しいものなど、受け取りできない場合もありますので、ご了承下さい。

「燃えるごみの約60%が紙ごみと衣類！」

家庭から出た『燃えるごみ』の中身の約60%が紙ごみと衣類となっています。その多くが、お菓子箱や包装紙などの雑がみです。

リサイクル資源になる雑がみは、紙類の収集日にまとめて出しましょう。

菓子箱などの空き箱 割り箸の袋 値札 ラップやトイレットペーパーの芯

包装紙 紙袋 メモ用紙

問 ごみ減量、再利用とリサイクル資源を推進する
クリーンセンタープラザ棟 ☎79-7810

犬・猫を飼うときのルールやマナーを守りましょう

犬を飼うときのルール

- ① 放し飼いはしない
- ② 宮古島市に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう
- ③ ノミダニ対策などきちんと健康管理
- ④ 鳴き声や臭いなど近所の人に気を配る
- ⑤ 「待て」など適正なしつけをする

「宮古島市飼い犬取締条例」により、放し飼いは禁止！

犬の飼い主さん 散歩時のルールを守りましょう

- ・犬のふんは持ち帰りましょう
- ・ふんを持ち帰るための道具等を持って出掛けましょう
- ・リードを必ず付けましょう

犬や猫などを捨てたり虐待を見つけたら 110番！

猫を飼われている方へ

- ・屋内飼育をしましょう。
屋内で飼うことで、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかける心配もありません。
- ・不妊去勢手術をおこないましょう。
繁殖を望まない場合や生まれてくる命に責任を持ってないのであれば、不幸な猫の繁殖を防いでください。
- ・飼い主は、責任を持って終生飼育をしましょう。
飼っている動物を捨てることは犯罪です。

野良猫にエサやりをしている方へ

- ・無責任なエサやりは止めてください。
- ・地域の住民は、猫のふんや尿等で迷惑しています。
- ・エサやりをする時には、ご近所の理解が必要です。
ご近所の方々の理解のうえ、猫の世話をしましょう。

問 環境保全課 ☎79-5283